

別紙 1

個人情報の本人収集原則の例外事項（類型事項）
 （条例第 5 条第 2 項第 9 号関係）

<審議会の意見を聴く項目>

番号	事 務 名	収 集 先	本人以外から収集する必要性
1	臓器提供に伴う 児童虐待情報等の 収集	児童相談所 婦人相談所、 警察その他関 係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 18 歳未満の脳死又は心停止した者が、虐待を受けていた可能性を完全には否定できない場合に、臓器提供を行う施設がこの者を臓器提供が可能か否かを判断する材料の一つとして、対象となる児童やその家族の個人情報を収集する必要がある。 ・ 児童虐待情報等が収集できない場合、本来行われるべきではない臓器移植が実施されてしまう恐れがある。 ・ 児童虐待等の有無を客観的に確認できる情報は、児童相談所等が保有するため、これらの機関に照会することが合理的である。

別紙 2

センシティブ情報の収集禁止の例外事項（類型事項）
（条例第5条第3項第3号関係）

<審議会の意見を聴く項目>

番号	事 務 名	収集する個人情報	当該情報が必要不可欠である理由
1	臓器提供に伴う 児童虐待情報等の 収集	・ 思想、信条等に関する 個人情報	・ 18歳未満の脳死又は心停止した者が、 虐待を受けていた可能性を完全には 否定できない場合に、臓器提供を行う 施設がこの者を臓器提供が可能か否 かを判断する材料の一つとして、対象 となる児童やその家族の思想等の情 報を収集する必要がある。

個人情報の提供の制限の例外事項（類型事項）
 （条例第6条第1項第8号関係）

<審議会の意見を聴く項目>

番号	事 務 名	提 供 先	目的外の利用及び提供の必要性
1	臓器提供に伴う 児童虐待情報等の 提供	臓器提供を 行う施設（県 立病院、大学 附属病院、民 間の病院等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 18歳未満の脳死又は心停止した者が、虐待を受けていた可能性を完全には否定できない場合に、臓器提供を行う施設がこの者を臓器提供の対象から除外する判断材料の一つとして、対象となる者やその家族の個人情報が必要となる。 ・ 児童虐待情報等は、本人から収集できなかったり、本人からの情報では客観的な情報が得られない場合がある。 ・ 児童相談所が保有する児童虐待情報及び婦人相談所が保有する配偶者暴力に関する情報等を提供できない場合、本来行われるべきではない臓器移植が実施されてしまう恐れがある。 ・ 児童虐待及び配偶者暴力の有無を客観的に確認できる情報は、児童相談所及び婦人相談所が保有するため、これらの機関に照会することが合理的である。